

## 国連気候変動枠組条約第9回締約国会議

2003年12月4日木曜日

COP-9 締約国は COP および SBI のプレナリー、コンタクトグループ、非公式会議において討議を続けた。COP は附属書 締約国の国別報告書と CDM 理事会 (EB) の報告書を検討した。SBI は午後  
に会議を行い、議題書に関わる組織的問題、非附属書 締約国の国別報告書、決定書 5/CP.7 の  
実施 (悪影響に関する UNFCCC4 . 8条および4 . 9条の実施) に関する進捗を取り上げた。SBI の  
コンタクトグループは2004年-2005年のプログラム予算および特別気候変動基金 (SCCF) に関す  
る会合を持った。SBSTA のコンタクトグループは LULUCF グッドプラクティスガイダンス、IPCC 第三  
次評価報告書 (TAR)、手順作業、技術開発・移転に関して話し合った。

### COP プレナリー

#### 約束実施およびその他 UNFCCC 規定に関するレビュー：附属書 締約国国別報告書

EU と日本は、排出量削減に関わる取り組みを報告するとともに、議定書の目標値達成における進  
捗状況に留意した。カナダ、豪州、米国は国内措置を強調した。ロシア連邦、ベラルーシ、スロベニ  
アは、これらの国で排出量が減少したのは GDP と排出量の切り離しのためで、経済低迷が原因で  
はないと述べた。G77/中国は附属書 締約国における排出量増加に懸念を表明し、政治的コミット  
メントを訴えた。アルゼンチンは排出濃度測定の適合性には疑問があるとしたが、米国はこれに反  
対した。サウジアラビア、アラブ首長国連邦、アルジェリア、オマーンは途上国に対する対応策の影  
響に関する懸念を指摘した。

AOSIS はバングラディシュとともに、排出量削減の失敗により適応措置を強化する必要性が出てき  
たと述べた。アイスランドは現存の技術の適用・移転を求め、南アフリカは附属書 締約国による実  
証できる指導力を要求した。対立する米国の気候政策、CLIMATE ACTION NETWORK は議定書の  
発効を要請した。CLIMATE ALLIANCE は、国別報告書に地方自治体および地域政府の政策措置  
(P&M) を含める必要性を強調した。

COP 議長 Persanyi 氏は、Jose Manuel Ovalle (チリ) と Michael Zammit Cutajar (マルタ) が、当問題  
に関するコンタクトグループの共同議長を務めると述べた。

## CDM EB の報告書:

CDM EB 議長の Hans Jurgen Stehr 氏は EB の活動に関する報告書を提示した。同議長は九つの提案が承認されたことに留意し、EB の活動資金を持続させる重要性を強調した。G77/中国は、指定運営組織 (DOE) の公平な地理的分配の必要性および途上国における団体の参入を促進するための資金的・技術的援助の必要性を強調した。同国はガーナとともに、CDM プロジェクトにおける持続可能な開発目標の重要性を強調した。スイスは創造的な提案の継続および EB の作業に着手するためのアイデアを支持した。アルゼンチンは方法論を評価するためのプロセスが長いことに懸念を示した。

EB 会議の透明性および出席に関して、米国は EB の手順規則は当事者である締約国、オブザーバー、利害関係者すべての出席を規定することに留意し、同規則の解釈を再検討するよう EB に要請した。経済産業界の代表者は大規模な CDM プロジェクトを呼びかけ、CLIMATE ACTION NETWORK は CDM プロジェクト、DOEs、専門家の公平な配分を求めた。先住民族にとっての森林の重要性を強調するとともに、先住民族団体の代表者は CDM における吸収源の交渉にはより多くの先住民の参加が必要であると呼びかけた。

Persanyi 議長は Sopoaga 氏 (ツバル)がこの件に関する非公式折衝を行うと発表した。

## 共同声明:

スイスは、同国、カナダ、EU、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェーに代わって、2005年から毎年4億1千万米ドルを途上国に供与するために COP-6 のパート で約束された政治的コミットメントの再確認をするとともに、同コミットメントを果たすために取られている措置に留意した。

SBI

## 組織的事項: 議題書採択:

Stoycheva 議長は会合を開会し、非公式折衝後、締約国は保留になっていた2つの議題項目に合意したことに留意した。SBI は修正通り議題項目を採択した。

第二次、第三次(必要に応じて)国別報告書の提出: EU は非附属書 締約国の国別報告書の準備にあたって効率的なプロセスが重要であることを強調した。米国は、非附属書 締約国の国別報告書は、初回の国別報告書の提出後4年以内に提出されるべきだと述べ、後発開発途上国(LD

C)の国別報告書の場合は、5年ごとに提出するべきであると主張した。温室効果ガス目録の提出に関しては、非附属書 締約国は2年毎に、LDC は国別報告書の一部として5年ごとに提出するべきであると同国は提案した。Stoycheva 議長は非附属書 締約国の国別報告書コンタクトグループの議長 Sok Appadu 氏にこの小項目も検討に入れ、COP 決定書案を作成するよう要請した。

決定書 5/CP.7 における活動実施の進捗：

EU、米国、豪州は決定書 5/CP.7 実施に向けて行ったワークショップや第三次 GEF 補充などの活動に留意し、COP-9 での同問題に関する意見交換を歓迎した。Stoycheva 議長は、この件に関する COP 決定書案を作成するために、Rob Mason 氏 (UK) と Al Waleed Al-Malik 氏 (アラブ首長国連邦)が共同議長を務めることを発表した。

### SBI コンタクトグループ

2004年~2005年プログラム予算：

John Ashe 議長は予算に関するこれまでの議論および選択肢の概要を説明した。ニュージーランドは優先順位の高い作業を持続可能にし、事務局が革新的かつ効率的なサービスを供給できるような予算の必要性を強調した。G77/中国およびウガンダに支持を受け、同国は9%の予算増加の選択肢に賛成した。また、主要予算に京都議定書の開発活動を含めることを支持した。G77/中国内でさらに折衝ができるよう会合は延期とされた。

SCCF: Rawlestone Moore 共同議長と Frode Neergaard 共同議長は共同議長 COP 決定書案を検討のために提示した。ナイジェリアは G77/中国に代わって、同案は交渉のたたき台として使えないと述べるとともに、レビュープロセスを含む運用手順に関して十分な指針を含んでおらず、基金の追加に関する言及も欠落している点を強調した。同国はまた共同議長に新たな決定書案を作成し、G-77/中国が内部折衝を行えるよう会合を延期するよう要請した。一方、同決定書案に関してささいな懸念を指摘しながらも、EU カナダ、ノルウェーは、同案は交渉のための良いたたき台になると述べた。G77/中国の非公式折衝のための休憩後、共同議長は会合を延期した。

### SBSTA コンタクトグループ

IPCC TAR: Thorgeirsson 議長は決定書案および IPCC TAR に関する SBSTA 結論書を提出した。新たな 2 つの議題項目のもとで検討すべきテーマと問題の議論をさらに深める必要性に留意し、G77/中国は同決定書案を COP に提出することに反対した。対立する G77/中国、豪州、EU、スイス、ノルウェー、ロシア連邦、日本は新しい議題項目に関する作業を開始する必要性を強調し、COP がそれを検討する重要性を指摘した。EU は、テーマおよび問題のさらなる検討を進めつつ、実質的な作業を開始することは可能であると述べた。カナダは作業の重複を避け、締約国主導プロセスを確実にする必要性を強調した。EU は、新しい議題項目における作業は UNFCCC の最終目標を達成するのに貢献するであろうと強調した。

#### LULUCF グッドプラクティスガイダンス:

Audun Rosland 共同議長は共通報告形式に関する進捗を報告し、EU はカナダの支援を受け、IPCC グッドプラクティスガイダンス (GPG) に基づく LULUCF のための部門背景データに関するレポーティング・テーブルを提出する旨を発表した。収穫林産品に関して、参加者は共同議長結論書案について話し合った。この件を SBSTA-21 でレビューするために、同案では締約国が 2004 年 4 月 15 日までに提出物を出すよう求められている。提出時には、GPG を検討することに関する部分の文字は括弧などで囲まれたままになる。

#### 手順作業:

このグループは共同議長の提案を話し合った。内容は SBSTA 作業プログラムの議論をさらに進め、新項目と既に UNFCCC もしくは他で対応されている項目とを区別することである。EU およびニュージーランドは議論の焦点は主要な要素もしくはテーマであるべきだと述べ、サウジアラビアは焦点は UNFCCC 実施に向けた方法論的作業に置くべきだと主張した。

EU、カナダ、日本は、予測に関する方法、モデル、推測に関する情報交換を支持したが、これにはサウジアラビアと G77/中国が反対した。サウジアラビアは、附属書 締約国の P&M におけるグッドプラクティスの双方にメリットとなる側面、および UNFCCC 4.8 条、4.9 条 (悪影響) の実施に対応していくべきだと主張した。カナダは社会経済的シナリオ構築に関する情報、方法、ツールに関する話し合いも含むべきだと述べたが、G77/中国は反対した。一方、ニュージーランドは同問題は「予測」案件とともに議論するべきだと提案した。米国およびニュージーランドは、緩和・適応技術を評価する方法論に関する情報に関する議論を含める共同議長提案は SBSTA の進行中の作業と重複すると述べたが、EU はこれに反対した。

焦点を貿易問題外に広げるよう提言するとともに、カナダはクリーンもしくは温室効果ガス排出の少ないエネルギーに関する議論を含むべきだと示唆したが、これはサウジアラビアと EU に反対された。ニュージーランドは議定書実施の影響に関する方法論の議論は「推測」のトピックに含まれるべきだと述べたが、これにはサウジアラビアが反対した。EU は締約国の貢献を決定する方法論を議論するよう要請したが、これには日本、米国、カナダ、中国、ニュージーランドが反対した。

現在の計画された活動に関しては、ニュージーランドが国のシステムの実施に関する情報交換に関する作業をさらに詳細に詰めるべきであると述べた。共同議長は結論書案を作成することに同意した。

#### 技術移転：

このグループは共同議長結論書案を検討した。EU は GEF に対する指針に関する同案を、GEF への追加的ガイダンスについての議題項目のもとではなく、SCCF に関する議題項目において検討用に SBI に提出することを示唆した。他のコンタクトグループで上った GEF ガイダンスに関する情報に対応するために、SBI 議長の Stoycheva 氏によって考案された手順について事務局が明確化した後、締約国は SCCF についての議題項目のもとで同案を提出することに合意した。

カナダは SBSTA が行う技術移転の作業は、他のフォーラムの作業を補完することを示唆し、締約国はそれを留意することに合意した。タイは技術ニーズに関する情報を関連組織が供給する必要性を強調した。

#### 非公式折衝

CDM 吸収源：参加者はプラスおよびマイナス両方のリーケージを計算する選択肢について話し合い、クレジットの期間をある特定の期間に制限するべきか、更新可能にするべきかに関する協議を行った。交渉は一日中続いた。

#### 廊下で

水曜日の SCCF コンタクトグループでの誠意ある意見交換の後、木曜日は決定書案に関するコメントの一般的ラウンドになるはずであったが、その流れは突然停止した。参加者は、自主的基金に技術移転の義務を含めることなど、基金を運用可能にするために必要な次期措置に関して意見を対立させた。COP-8 で行われた議論を反映した会合では、デリーの決定書を実現し COP-9 で基金に

関する交渉を結論づけるためには多くの仕事が山積みになっていることは明らかであった。それゆえ基金の野心的な活動範囲を実現するためのリソースを動員する作業も開始しなくてはならない。資金は2005年から入手可能になるというボン宣言の締約国による COP プレナリーの発表のすぐ後であるだけに興味深い。

## 今日の注目点

**SBI コントクトグループ:** コントクトグループは、非附属書 締約国および附属書 締約国の国別報告書、2004 - 2005年プログラム予算、キャパシティビルディング、SCCF、決定書 5/CP7 の実施に関する話し合いのために召集される。

**SBSTA コントクトグループ:** コントクトグループは R&SQ、IPCC TAR、手順問題、CDM 吸収源、LULUCF グッドプラクティスガイダンスに関して会議を行う。